明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令（国土交通五九）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一一九）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一二〇、一二一）　五
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通三九八）　五
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（同三九九）　六
○水先人に免許を与えた件（同四〇〇）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同四〇一）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（同四〇二）　六
○道路に関する件（北海道開発局四〇～四二）　六

〔国会事項〕
○内閣　内閣府　六

〔人事異動〕
○内閣　内閣府　七

〔官庁報告〕
官庁事項
函館管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　七
釧路管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
商業登記抹消関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

省令

○国土交通省令第五十九号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七条第三項及び第六十三条の規定に基づき、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月九日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録） **第三条**　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、当該ボートを検査し、告示で定めるモーターボート競走用ボート登録規格（以下「ボート登録規格」という。）に合致していると認めるときは、次に掲げる事項をボート登録簿に記載し、又は記録して登録を行うものとする。 一～八　（略） 2　（略） （登録の通知） **第四条**　競走実施機関は、前条第一項の登録を行つたときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を当該申請者に通知するものとする。 （登録の更新） **第五条**　（略） 2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書を競走実施機関に提出するものとする。	（登録） **第三条**　競走実施機関は、前条の申請があつたときは、当該ボートを検査し、告示で定めるモーターボート競走用ボート登録規格（以下「ボート登録規格」という。）に合致していると認めるときは、次に掲げる事項をボート登録簿に記載して登録を行うものとする。 一～八　（略） 2　（略） （登録票の交付） **第四条**　競走実施機関は、前条の登録を行つたときは、ボート登録票（第一号様式）を当該申請者に交付するものとする。 （登録の更新） **第五条**　（略） 2　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書にボート登録票を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。